

目次

議事次第

資料 1（出席者名簿）

資料 2（大阪市行政不服審査会の体制案）

資料 3（大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数）

資料 4（大阪市行政不服審査会における認容答申の概要）

資料 5－1（意見交換課題 1）

資料 5－2（意見交換課題 2）

別紙 1 平成 28 年 8 月 30 日審査会決定

別紙 2 平成 30 年 2 月 27 日審査会決定

（提案）DV 等に伴う住民票等の不交付処分等について

（参考）5 号適用に係る他都市の状況について

参考 1 神戸市平成 28 年度答申第 1 号

参考 2 神戸市平成 28 年度答申第 3 号

参考 3 沖縄県 答申第 8 号（令和 3 年）

参考 4 大阪市令和元年度答申第 6 号

資料 5－3（意見交換課題 3）

別紙 大阪市行政不服審査会における付言付き答申一覧（平成 28 年度から令和 3 年度まで）

参考 令和 4 年 1 月 20 日名古屋市行政不服審査会令和 3 年度答申第 11 号

参照 参照条文等の抜粋

令和４年度 第１回 大阪市行政不服審査会 議事次第

令和４年５月１７日（火）午後３時１０分～午後５時

本庁舎屋上階 Ｐ１会議室

開 会

- １ 委員の紹介
- ２ 部会の構成
- ３ その他（報告事項、審査会運営に係る意見交換）

閉 会

[資料一覧]

- 資料１ 出席者名簿
- 資料２ 大阪市行政不服審査会の体制案
- 資料３ 大阪市行政不服審査会の諮問・答申件数
- 資料４ 大阪市行政不服審査会における認容答申の概要
- 資料５ 意見交換課題

大阪市行政不服審査会 出席者名簿

< 委 員 >

海 道 俊 明	関西大学大学院法務研究科准教授
北 川 豊	弁護士
榊 原 和 穂	弁護士
櫻 井 多 美	税理士
常 谷 麻 子	弁護士
永 井 秀 人	弁護士
野 村 宏 子	税理士
畠 田 健 治	弁護士
平 松 亜矢子	弁護士
丸 山 敦 裕	関西学院大学大学院司法研究科教授
森 本 勝 志	税理士
吉 岡 奈 美	税理士

(敬称略：50音順)

< 事務局 >

【総務局】

巽 功 一	総務局行政部長
川 田 殖 久	総務局行政部行政不服審査担当課長
白 子 和 希	総務局行政部行政課担当係長
伊 藤 翔 太	総務局行政部行政課

【財政局】

小 林 伸 行	財政局税務部税務不服審査担当課長
坂 本 尚 子	財政局税務部管理課担当係長

大阪市行政不服審査会の体制（案）

- ・総務部会…市税関係以外の諮問案件を審査（事務局：総務局）
- ・税務部会…市税関係の諮問案件を審査（事務局：財政局）
- ・その他…全体会等の庶務については総務局が事務局となります。

部会	役職	氏名	職業名	任期
総務第1部会	部会長代理	北川 豊	弁護士	令和3年5月1日～令和5年4月30日
		常谷 麻子	弁護士	令和4年5月1日～令和6年4月30日
		丸山 敦裕	関西学院大学大学院 司法研究科教授	令和4年5月1日～令和6年4月30日
総務第2部会	会長 部会長	榊原 和穂	弁護士	令和3年5月1日～令和5年4月30日
	部会長代理	畠田 健治	弁護士	令和4年5月1日～令和6年4月30日
		海道 俊明	関西大学大学院 法務研究科准教授	令和4年5月1日～令和6年4月30日
税務第1部会	部会長	吉岡 奈美	税理士	令和4年5月1日～令和6年4月30日
	部会長代理	平松 亜矢子	弁護士	令和4年5月1日～令和6年4月30日
		森本 勝志	税理士	令和3年5月1日～令和5年4月30日
税務第2部会	会長代理 部会長	永井 秀人	弁護士	令和3年5月1日～令和5年4月30日
	部会長代理	野村 宏子	税理士	令和3年5月1日～令和5年4月30日
		櫻井 多美	税理士	令和4年5月1日～令和6年4月30日

※色塗り委員が新任委員になります。

大阪市の行政不服審査会の諮問・答申件数

部会名	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度(4月30日現在)			計		
	諮問件数	うち諮問の取下げ	答申件数	諮問件数	うち諮問の取下げ	答申件数	諮問件数	うち諮問の取下げ	答申件数	諮問件数	うち諮問の取下げ	答申件数	諮問件数	うち諮問の取下げ	答申件数	諮問件数	うち諮問の取下げ	答申件数	諮問件数	うち諮問の取下げ	答申件数	諮問件数	うち諮問の取下げ	答申件数
総務第1部会	1		1	7	(1)	2	6	(1)	7	3		4	2	(1)	1	7		6	0		2	26	(3)	23
総務第2部会	1		0	8		4	4		6	3		4	4		3	7	(1)	5	0		0	27	(1)	22
小計	2		1	15	(1)	6	10	(1)	13	6	(0)	8	6	(1)	4	14	(1)	11	0	(0)	2	53	(4)	45
税務第1部会	4		3	6		7	9	(1)	8	4		4	4	(1)	2	5		6	0		0	32	(2)	30
税務第2部会	3	(1)	1	6		7	4		4	6		6	6		6	6		6	1		0	32	(1)	30
小計	7	(1)	4	12		14	13	(1)	12	10	(0)	10	10	(1)	8	11	(0)	12	1		0	64	(3)	60
計	9	(1)	5	27	(1)	20	23	(2)	25	16	(0)	18	16	(2)	12	25	(1)	23	1	(0)	2	117	(7)	105

大阪市行政不服審査会における認容答申の概要(平成28年5月～令和4年4月分まで)

番号	答申番号	事件名	審査請求日	審理員意見書の結論	諮問日	担当部会	答申日	答申の結論	答申の理由	裁決日	裁決の結論
1	平成28年度答申第4号	生活保護法第78条に基づく返還金・徴収金決定に関する件	H28.5.11	棄却	H28.10.28	総務第1部会	H29.2.14	一部認容、一部棄却	生活保護法第78条第1項では、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と規定されている。 本件では、審査請求人が申告していなかった家賃の二重払いに伴う返還金について、「収入認定すべき収入」に該当するかが問題となったが、当該入金によって審査請求人の活用可能な資産が増加したとは認められないことから、該当しないとされた。 なお、その他の給与収入等については、該当性が認められ、また、「不当に受給しようとする意思」が認められたことから、一部認容とされた。	H29.3.6	一部認容、一部棄却
2	平成29年度答申第6号	第二次納税義務者に対する告知処分及び差押処分に関する件	H28.10.20	棄却	H29.4.11	税務第2部会	H29.9.27	認容	地方税法第11条の8において、滞納者の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、法定納期限の1年前の日以後に滞納者が無償等の譲渡や債務の免除等を行ったことに基因すると認められるときは、それらにより権利を取得等した者は受けた利益が現に存する限度において第二次納税義務を負うこととされている。 本件では、第二次納税義務者に対する告知処分において主たる納税者に係る徴収不足が主たる納税者から第二次納税義務者への贈与に基因するかどうか問題となったが、各根抵当権の極度額を基準として判断すると、各根抵当権の被担保債権額の合計で既に贈与不動産の価額を大きく上回ることから、主たる納税者から第二次納税義務者への贈与がなければ滞納税について徴収不足が生じなかったとの事実は認められず、当該贈与と徴収不足との間には、基因性が認められないものと解されるから、本件各処分はその全部が取り消されるべきであるとした。	H29.10.20	認容
3	平成30年度答申第2号	生活保護法第78条に基づく返還金・徴収金決定に関する件	H28.11.30	棄却	H29.12.1	総務第2部会	H30.4.12	認容	本件では、審査請求人が妹に貸与した金銭の返還金について収入申告をしておらず、その点について、「不実の申請その他不正な手段」といえるか否かが問題となったが、審査請求人には精神障がいがあり申告義務を理解していなかった可能性が認められ、また、発覚の経過からも特段隠す意図は認められなかったことから、申告しなかったことが、「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとして、認容とされた。	H30.5.14	認容

番号	答申番号	事件名	審査請求日	審理員意見書の結論	諮問日	担当部会	答申日	答申の結論	答申の理由	裁決日	裁決の結論
4	平成30年度答申第6号	生活保護法第78条に基づく徴収金決定に関する件	H29.2.23	棄却	H30.3.23	総務第2部会	H30.7.2	一部認容、一部棄却	本件では、転居に伴う敷金の返還金について、審査請求人は収入申告をしておらず、その点について、「不実の申請その他不正な手段」といえるか否かが問題となったが、敷金は一般的に収入と認識しがたいこと、審査請求人が処分庁に転居の手続きについて尋ねた際処分庁も収入申告について触れなかったこと、また、そもそも、処分庁は当該収入があり得ることについて転居報告があった際に把握していたことから、申告しなかったことが、「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとされた。 なお、本件では、上記のほか、パソコンを売却して得た代価も問題となったが、そちらについては、不正の意思が認められたため、一部認容とされた。	H30.7.23	一部認容、一部棄却
			H29.3.6								
5	平成30年度答申第11号	固定資産税・都市計画税賦課決定処分に関する件	H29.5.31	一部認容 一部棄却	H30.6.28	税務第2部会	H30.9.12	一部認容、一部棄却	本件では、共同住宅、駐車場及び3階建て建物が存する土地のうち、駐車場の敷地の用に供されている土地及び3階建て建物の敷地の用に供されている土地についても住宅敷地の一部と認定したうえで、住宅用地の特例の適用ができるか否かが問題となったが、前者については共同住宅に隣接するものの、審査請求人が営む貸し駐車場としても利用されていること、共同住宅の居住者等以外が大半を利用していること等から否定、後者については建物2階部分について賦課期日前に個人と賃貸借契約が締結されており、賦課期日現在特定の者が継続して居住の用に供していたか、又は現に居住していなかったとしても構造上住宅であり、かつ、居住以外の用に供されるものではないと解されることから、住宅と認めるのが相当であるため、居住割合により一部住宅用地の特例の適用が可能という結論となったことから、税額を再計算の上、一部認容となった（結論は審理員意見書同旨）。	H30.10.18	一部認容、一部棄却
6	平成30年度答申第16号	生活保護法第78条に基づく徴収金決定に関する件	H29.1.19	棄却	H30.3.23	総務第2部会	H30.11.6	認容	本件では、年金額の再計算に伴う年金の遡及分等について、審査請求人は収入申告をしておらず、その点について、「不実の申請その他不正な手段」といえるか否かが問題となったが、審査請求人は高齢で眼の疾病を有しており、そもそも遡及分等が振り込まれるとの事前の認識がなかった可能性があること、また、実際に振り込まれた後も、審査請求人は通帳の管理を娘に委ねていたことから、振り込みについて気付いていなかった可能性があること、また、その他本件事情から隠す意図は認められないことから、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとして、認容とされた。	H30.12.7	認容

番号	答申番号	事件名	審査請求日	審理員意見書の結論	諮問日	担当部会	答申日	答申の結論	答申の理由	裁決日	裁決の結論
7	平成31年度答申第1号	生活保護法第78条に基づく徴収金決定に関する件	H29.7.25	棄却	H30.6.6	総務第1部会	H31.4.3	一部認容、一部棄却	本件では、競馬及び競艇における「収入」について、どのように計算するかが問題となった。ギャンブル収入の計算方法については、法令や通達等で規定されておらず、一定の裁量が認められるが、本件では、処分庁が考える計算方法が事前に被保護者に周知されておらず、そうであれば、申告しなかったことが、「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとして、認容とされた。なお、給与収入については、「不正に受給しようとする意思」が認められたことから、一部認容とされた。	R1.5.9	一部認容、一部棄却
8	令和元年度答申第7号	生活保護法第78条に基づく徴収金決定に関する件	H30.4.10	棄却	H31.3.29	総務第2部会	R1.9.2	認容	本件では、借入金や保険料の還付金について収入申告を行わなかったことが、「不実の申請その他不正の手段」に該当するかが問題となった。本件の審査請求人には既往歴があるにも関わらず、処分庁は申告義務について通り一遍の説明しかしなかったため、当該収入の申告義務について審査請求人が理解していたとは認められず、収入を申告しなかったことが、「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとして、認容とされた。	R1.9.25	認容
9	令和元年度答申第13号	領置金差押処分及び作業報奨金差押処分並びに年金差押処分に関する件	H31.4.16	一部却下、一部棄却	R1.10.21	税務第1部会	R1.11.14	一部却下、一部認容、一部棄却	本件では、作業報奨金に対する支払請求権が差押財産となり得るかが問題となった。作業報奨金は、釈放の際、はじめて受刑者の具体的な権利（作業報奨金支払請求権）として発生する法的性質を有するものであるため、釈放前の段階では、作業報奨金の支給を受ける権利というものを観念する余地はなく、その譲渡し、担保提供、差押えも観念し得ないと解される。したがって、作業報奨金の支払請求権については、釈放前の差押処分時においては未だ発生しておらず存在しないものであるため、作業報奨金の差押処分については、認容とされた。	R2.1.6	一部却下、一部認容、一部棄却

番号	答申番号	事件名	審査請求日	審理員意見書の結論	諮問日	担当部会	答申日	答申の結論	答申の理由	裁決日	裁決の結論
10	令和2年度答申第12号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項の規定に基づく補装具費支給決定に関する件	R1.10.22	棄却	R2.7.1	総務第2部会	R3.3.5	認容	本件では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項に基づき電動車椅子が支給されるべきか否かが問題となったが、却下通知書には、「給付(修理)要件に該当しないため」及び「大阪市電動車椅子の補装具費支給基準に該当しないため。」との理由しか記載されておらず、理由付記の程度が行政手続法第8条の要求する理由提示としては十分でないといわざるを得ず、同法に反する違法な処分であるとして認容とされた。 (なお、実体判断において違法な点はなし)	R3.3.26	認容
11	令和3年度答申第2号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項に基づく指定障害福祉サービス事業者指定の取消し等に関する件	R1.6.16	棄却	R2.8.31	総務第1部会	R3.4.30	一部認容、一部却下	本件では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項に基づく第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分、同法第8条第2項に基づく訓練等給付費に係る返還金徴収決定処分及び同法第8条第2項に基づく訓練等給付費返還に係る加算金徴収決定処分の適否等が問題となったが、①審査請求人の反証の機会が与えられていない証拠については認定の基礎にできずその他の証拠からは処分庁が「不正の手段」と認定した事実を認めることができないこと、②指定取消処分の前に同法第46条第2項に基づく廃止の届出が適法になされ事業廃止の効果が生じていること、③本件返還金及び加算金決定に係る通知書は行政手続法第14条の定める理由提示の要件を欠いていることから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続法に反する違法な処分であるとして一部認容とされた。 なお、却下とされたのは、取消しについてホームページ等での周知等を求める請求である。	R3.6.18	一部認容、一部却下

番号	答申番号	事件名	審査請求日	審理員意見書の結論	諮問日	担当部会	答申日	答申の結論	答申の理由	裁決日	裁決の結論
12	令和3年度答申第19号	固定資産税及び都市計画税賦課決定処分に関する件	R3.7.2	一部認容、一部棄却	R4.1.5	税務第1部会	R4.2.1	一部認容、一部棄却	本件では、令和3年5月12日の処分庁職員による現地調査の結果に基づき、本件土地の令和3年度固定資産税に住宅用地の特例の適用が認められるかが問題となった。 処分庁は、賦課期日時点の状況を遡って確認できないことや令和3年1月31日までに住宅用地に関する申告書の提出がなかったことから、令和4年度課税に住宅用地の特例を反映させる予定としていたが、審査請求人から審理員に提出された資料等で賦課期日現在の本件家屋の状況を確認できるとともに、住宅用地に関する申告は住宅用地の特例の適用の要件とされており、処分庁による認定を補完する制度に過ぎないため、本件土地の令和3年度固定資産税に住宅用地の特例を適用し、納付すべき税額を超える部分については取り消されるべきであることから、一部認容とした。	R4.2.17	一部認容、一部棄却

注1) 平成28年度答申第2号については、答申は認容であったが裁決では棄却となり、その後裁判で棄却が確定しているため、省略しています。

注2) 令和2年度答申第5号については、答申は認容であったが裁決では棄却としているため、省略しています(訴訟提起なし)。

注3) その他の答申については、<https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000360371.html>に掲載しています。